

令和6年6月

大分県議会定例会議案

大 分 県

議 案 目 次

(議 案)

第 65 号 議 案	令和 6 年度大分県一般会計補正予算 (第 1 号)	1
第 66 号 議 案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について.....	5
第 67 号 議 案	大分県税条例等の一部改正について.....	8
第 68 号 議 案	大分県税特別措置条例の一部改正について.....	14
第 69 号 議 案	大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について.....	16
第 70 号 議 案	大分県国民健康保険条例の一部改正について.....	18
第 71 号 議 案	大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について.....	19
第 72 号 議 案	工事委託契約の締結について.....	21
第 73 号 議 案	大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について.....	22

(報 告)

第 1 号 報 告	大分県税条例等の一部改正について.....	23
報 第 6 号	令和 5 年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書について.....	25
報 第 7 号	令和 5 年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について.....	42
報 第 8 号	令和 5 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について.....	47
報 第 9 号	新たな大分県長期教育計画案の骨子について.....	49

令和6年度 大分県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度大分県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689,979,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月13日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 国 庫 支 出 金		103,196,509	117,180	103,313,689
	2 国 庫 補 助 金	74,742,894	117,180	74,860,074
12 繰 入 金		27,352,922	49,104	27,402,026
	2 基 金 繰 入 金	27,004,472	49,104	27,053,576
14 諸 収 入		79,340,530	5,530	79,346,060

	6 雜 入	2,967,875	5,530	2,973,405
歳 入 合 計		689,808,000	171,814	689,979,814

歳 出				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 福 祉 生 活 費		73,294,154	171,814	73,465,968
	1 社 会 福 祉 費	47,264,381	171,814	47,436,195
歳 出 合 計		689,808,000	171,814	689,979,814

第六十六号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分スポーツ公園の部中

一〇〇円		高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。
一、〇五〇円	回数券で利用する場合に限る。	

を

一〇〇円		1 「共通回数券」とは、総合競技場のフィールド又はサブ競技場のフィールドのいずれを利用する場合においても使用することができる回数券をいう。
一、〇五〇円	共通回数券で利用する場合に限る。	2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。

に、

一人一回	一時間
一〇〇円	三、一五〇円
<p>高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p>	

を

一人一回	一時間	一〇〇円	<p>高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p>
一人十一回	一、〇五〇円		<p>共通回数券で利用する場合に限る。</p>
<p>1 「共通回数券」とは、総合競技場のフィールド又はサブ競技場のフィールドのいずれを利用する場合においても使用することができる回数券をいう。</p> <p>2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p>			

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

大分スポーツ公園の利用者の利便性の向上を図るため、サブ競技場のフィールドに係る使用料に総合競技場のフィールドとの共通回数券を新設したいので提出する。

第六十七号議案

大分県税条例等の一部改正について

大分県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税条例等の一部を改正する条例

(大分県税条例の一部改正)

第一条 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

第三十七条の二の二第三項中「(昭和五十九年法律第六十八号)」を削る。

第三十八条の八第二項中「第一項」を「前項」に改める。

附則第五条の二中「同号」を「同条第一項及び第三項」に改める。

附則第七条の二の二中「附則第四条の六第一項で定める」を「附則第四条の八第一項に規定する」に改める。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第十八条の二 第三十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条に規定する金額をいう。次項において同じ。))が十億円を超えるものを除く。)」と、同条第二項中「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。

第二条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「(以下口において「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加え、同号口中次のように加える。

- (1) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第十条の二に規定する金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))が五十億円を超える法人(口に掲げる法人を除く。))及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして

令第十条の三に規定するものを含む。)をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。))がある場合その他令第十条の四第一項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち令第十条の五に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとは当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。))と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとは当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令第十条の四第二項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの(1)に掲げる法人を除く。)

第三十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に關し必要な事項の判定(次号に掲げる判定を除く。)

二 当該事業年度終了の日(法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六月経過日の前日、法第七十二条の二十九第一項、第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日)

二 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第一号ロ(1)又は(2)の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に關し必要な事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業

年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）

附則第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「次項」を「次項第一号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の三 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第三十五条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第三十五条第一項第一号(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第十八条の三に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

第三条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及

び」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 所得税法第七十八条第二項第四号に掲げる寄附金のうち、同法第十一条第二項に規定する公益信託（行政庁が知事であるものに限る。）の信託財産とするために支出したもの

第三十五条の十一第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第五条の三中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「この条」を「この項」に、「法人を含む」を「者を含む。次項において同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして同項を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

（大分県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 大分県税条例の一部を改正する条例（平成十九年大分県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

第五条 大分県税条例の一部を改正する条例（令和元年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表の附則第七条の二の二の項中「附則第四条の六第一項で定める」を「附則第四条の八第一項に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定 公布の日

二 第一条中大分県税条例第三十五条の三第一項の改正規定及び同条例附則第十八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 令和七年四月一日

三 第二条並びに附則第五項及び第六項の規定 令和八年四月一日

四 第三条中大分県税条例第三十五条の十一第一項の改正規定並びに第四条及び附則第七項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

五 第三条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 地方税法等改正法附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第三条の規定による改正後の大分県税条例第二十五条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の大分県税条例（次項において「七年新条例」という。）附則第十八条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 二号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の大分県税条例第三十五条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、同月二十九日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、同月三十日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る七年新条例附則第十八条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から大分県税条例等の一部を改正する条例（令和六年大分県条例第 号）附則第四項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した事業年度分」とする。

5 第二条の規定による改正後の大分県税条例（次項において「八年新条例」という。）第三十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに附則第十八条の二及び第十八条の三の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 八年新条例第三十五条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十八条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものを行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新条例第三十五条の六の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八

年新条例第三十五条の六の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新条例第三十五条の六の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

7 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の大分県税条例第三十五条の十一第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「四号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、四号施行日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し等を行う必要があるので提出する。

第六十八号議案

大分県税特別措置条例の一部改正について

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「改正前の租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同条第一号中「いう。以下」を「いう。」に改める。

第二条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第三条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「特定業務施設」の下に「及び同法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加え、同項第一号中「地方活力向上地域特別償却設備」の下に「（特定業務施設の用に供する減価償却資産に係るものに限る。次号において同じ。）」を加え、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。ただし、新条例第三条の五の規定（地方活力向上地域特別償却設備の新設又は増設に係る期限に関する部分を除く。次項において同じ。）は、同月十九日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第三条の五の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 新条例第二条の三及び第三条の五の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）等の一部改正に伴い、過疎地域等における県税の課税免除の適用期間の延長等を行いたいで提出する。

第六十九号議案

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号9(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 大麻草採取栽培者免許申請手数料
- (2) 大麻草採取栽培者登録変更手数料
- (3) 大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料

別表第二の三の項の項目の欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項の事務の欄の第一号中「又は知事を経由して厚生労働大臣」を削り、同号(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 法第五条第一項
- (2) 法第七条第三項
- (3) 法第十一条ただし書

別表第二の三の項の事務の欄の第一号(4)及び(5)を削り、同欄の第二号(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 法第六条第三項
- (2) 法第七条第四項及び第五項
- (3) 法第九条

別表第二の三の項の事務の欄の第二号に次のように加える。

- (4) 法第十二条の四第一項及び第三項

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の大麻関係事務の部中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻取扱者免許証再交付申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

理 由

大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第七十号議案

大分県国民健康保険条例の一部改正について

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第五項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第七十一号議案

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する
条例

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成十八年大分県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一八中「二十人」を「十五人」に改め、同表の第一の二二中「三十人」を「二十五人」に改め、同表の第四中「厚生労働省」を「内閣総理大臣」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

(大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表の一の項中「三〇人」を「二五人」に改め、同表の二の項中「二〇人」を「一五人」に改め、同表の備考第三号中「第一号及び第二号」を「一の項及び二の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に

支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の一八及び二の規定は、適用しない。この場合において、同条の規定による改正前の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の一八及び二の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有する。

3 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第二条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第五十条第二項の規定は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第五十条第二項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

4 (大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第三条の規定による改正後の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の表の一の項及び二の項の規定は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の表の一の項及び二の項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成二十六年文部科学省告示第二号)等の一部改正に伴い、幼稚園型認定こども園等の職員配置基準を改める必要があるので提出する。

内 閣 府
厚生労働省

第七十二号議案

工事委託契約の締結について

次のように工事委託契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 契約の目的 都市計画画道路庄の原佐野線下郡高架橋上部工新設工事の委託
- 二 委託する工事の概要 橋梁^{りょう}上部工 延長 五十四メートル
- 三 契約の方法 随意契約
- 四 契約金額 九億二千二百九十九万二千元
- 五 工期 着工 契約締結の日
完成 令和八年九月三十日
- 六 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号
九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 古宮 洋二

理由

都市計画画道路庄の原佐野線下郡高架橋上部工新設に係る工事委託契約を締結したいので提出する。

第七十三号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正
について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改
正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、四三五人」を「三、五二九人」に改め、同項第二号中「七、
〇八六人」を「七、〇九九人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県
費負担教職員定数条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数・児童数の変動、県立中央支援学校の新設等によ
り、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数を増加する必要があるので提出
する。

第一号報告

大分県税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（法附則第五条の八の規定の適用がある場合における寄附金税額控除の控除上限額）

第七条の二の四 法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がある場合における第二十五条の三第二項及び附則第七条の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

附則第二十条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二第一項及び第二十二條の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例の一部改正）

第二条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例（昭和二十七年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条中「より、」の下に「普通徴収又は」を加え、同条に次の六項を加える。

2 前項の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなけ

ればならない。

3 知事が第一項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、毎年五月中（賦課期日後に種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該種別割の納税義務の発生した月の翌月中）に、種別割の納税義務者に別記第一号様式の証紙をもつて当該種別割を払い込ませなければならない。この場合において、知事は、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、種別割の納税義務者から証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後別記第二号様式の納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

4 前項前段の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

5 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車について地方税法第七十七条の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

6 知事が前項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、種別割の納税義務者が新規登録の申請をしたときに、納税義務者に別記第一号様式の証紙をもつて当該種別割を払い込ませなければならない。この場合において、知事は、大分県条例第六十条の十一第一項の規定により提出すべき申告書に、種別割の納税義務者から証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後別記第二号様式の納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

7 前項前段の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（自動車税の徴収金の納付の方法に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県条例第十五条第一項に規定する納税者又は特別徴収義務者は、同項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により知事が収納に関する事務を行わせることとした者に納付することができる。

専決年月日 令和六年三月三十一日

報第 6 号

令和 5 年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 5 年度大分県一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 13 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 5 年度 大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	その他の 特定財源	県 債	
1 議会費			円 149,223,000	円 149,223,000	円 149,223,000	円	円	円	円
	1 議会費		149,223,000	149,223,000	149,223,000				

		議場システム等 改修事業費	149,223,000	149,223,000	149,223,000			
2 総務費			1,109,375,000	739,502,000	490,789,000	160,931,000		87,782,000
	2 企画費		1,109,375,000	739,502,000	490,789,000	160,931,000		87,782,000
		地域活力づくり 総合補助金	234,159,000	6,000,000				6,000,000
		日田彦山線BRT 地域振興支援事業費	64,903,000	26,164,000	26,164,000			
		県立総合 文化センター 機能向上改修事業費	506,721,000	464,625,000	464,625,000			
		盛土災害防止調査費 (森林保全課分)	89,334,000	65,801,000		32,900,500		32,900,500
		盛土災害防止調査費 (都市・まちづくり 推進課分)	89,336,000	65,803,000		32,901,500		32,901,500
		ホーバークラフト 旅客ターミナル 管理運営事業費	29,793,000	15,980,000				15,980,000
		地域公共交通 燃料高騰 緊急支援事業費	95,129,000	95,129,000		95,129,000		
3 福祉費			4,195,146,000	1,615,513,000	53,223,000	1,228,623,000		333,667,000
	1 社会費		3,422,688,000	1,586,697,000	36,600,000	1,221,251,000		328,846,000
		社会福祉施設等 新型コロナウイルス 感染対策支援事業費	1,066,988,000	267,422,000		178,281,000		89,141,000

		介護職員等 処遇改善事業費	797,812,000	511,623,000		511,623,000			
		障がい者福祉施設 整備事業費	687,197,000	641,200,000		427,466,000			213,734,000
		介護サービス基盤 整備事業費	533,170,000	36,600,000	36,600,000				
		介護現場革新 推進事業費	337,521,000	129,852,000		103,881,000			25,971,000
	2	児童福祉費	772,458,000	28,816,000	16,623,000	7,372,000			4,821,000
		地域子ども・子育て 支援事業費	621,955,000	16,623,000	16,623,000				
		病児保育 充実支援事業費	139,878,000	1,596,000					1,596,000
		児童等被害防止対策 推進事業費	10,625,000	10,597,000		7,372,000			3,225,000
4		保健環境費	3,494,436,000	1,342,170,000	44,353,000	1,093,539,000			204,278,000
	1	公衆衛生費	2,617,682,000	951,079,000		778,694,000			172,385,000
		新型コロナウイルス 感染症対策事業費	2,241,107,000	623,935,000		615,476,000			8,459,000
		新興感染症等対策 推進事業費	288,852,000	288,852,000		144,072,000			144,780,000
		母子保健対策事業費 (こども未来課分)	87,723,000	38,292,000		19,146,000			19,146,000

	2 環境保全費		372,323,000	331,994,000	17,000,000	301,101,000			13,893,000
		地域再生可能エネルギー導入推進事業費	188,452,000	164,094,000		154,500,000			9,594,000
		海岸漂着物地域対策推進事業費	141,008,000	130,167,000	17,000,000	113,167,000			
		国立公園等施設整備事業費	42,863,000	37,733,000		33,434,000			4,299,000
	4 医務費		256,666,000	27,353,000	27,353,000				
		地域医療介護総合確保施設整備事業費	256,666,000	27,353,000	27,353,000				
	5 薬務生活衛生費		247,765,000	31,744,000		13,744,000			18,000,000
		生活基盤施設耐震化等交付事業費	224,765,000	13,744,000		13,744,000			
		小規模集落等水源整備事業費	23,000,000	18,000,000					18,000,000
6	農林水産業費		32,738,604,000	19,126,748,000	3,496,512,147	12,098,721,800	分担金及負担金 17,939,273	2,566,000,000	947,574,780
	1 農業費		1,372,917,000	632,907,000	168,030,000	443,427,000			21,450,000
		農林水産業施設災害防止緊急対策事業費	234,195,000	74,596,000	73,706,000				890,000
		農林水産業施設等復旧支援事業費	71,657,000	14,609,000					14,609,000

	企業等農業参入 推進事業費	30,745,000	5,951,000					5,951,000
	農林水産物 輸出需要開拓事業費	93,564,000	35,397,000		35,397,000			
	おおいた園芸産地 づくり支援事業費	942,756,000	502,354,000	94,324,000	408,030,000			
2 畜産業費		254,459,000	159,831,000		159,831,000			
	和牛子牛生産性向上 緊急対策事業費	120,827,000	95,249,000		95,249,000			
	堆肥広域流通・ 飼料生産拡大 モデル事業費	46,832,000	39,582,000		39,582,000			
	畜産経営緊急支 援事業費	86,800,000	25,000,000		25,000,000			
3 農地費		16,019,410,000	9,639,079,000	2,343,120,547	5,564,673,000		1,465,000,000	266,285,453
	国土調査事業費	594,068,000	237,396,000		158,264,000			79,132,000
	基幹水利施設 保全対策事業費	425,133,000	196,082,000	55,093,477	128,239,000		10,000,000	2,749,523
	農業水利施設 保全合理化作業費	2,029,435,000	1,221,027,000	387,152,535	658,938,000		150,000,000	24,936,465
	地域農業水利施設 保全対策事業費	48,531,000	8,473,000	1,000,000	6,743,000			730,000
	小水力発電施設 整備事業費	187,915,000	115,000,000	28,125,000	84,954,000			1,921,000

	水田畑地化推進 基盤整備事業費	3,856,521,000	2,467,908,000	701,327,660	1,377,051,000		335,000,000	54,529,340
	畑地帯総合 整備事業費	1,797,216,000	1,417,000,000	413,827,225	771,895,000		203,000,000	28,277,775
	農業体質強化基盤 整備促進事業費	470,665,000	127,326,000	25,000,000	101,243,000			1,083,000
	産地基幹農道 整備事業費	543,375,000	310,000,000	142,565,904	156,323,000			11,111,096
	農村振興総合 整備事業費	162,754,000	74,000,000	30,436,000	36,872,000			6,692,000
	中山間地域総合 整備事業費	1,152,667,000	674,000,000	231,649,750	367,363,000		55,000,000	19,987,250
	演習場周辺障害 防止対策事業費	950,997,000	130,859,000		130,859,000			
	農業集落排水 事業費	87,615,000	14,999,000		14,999,000			
	防災重点農業用 ため池等調査計 画事業費	466,552,000	353,000,000		342,472,000			10,528,000
	防災重点農業用 ため池等整備事 業費	2,764,939,000	1,961,297,000	203,975,077	1,095,938,000		641,000,000	20,383,923
	防災重点農業用 ため池管理体制強 化事業費	74,536,000	45,014,000		43,760,000			1,254,000
	農業用ため池等 緊急対策事業費	155,000,000	107,698,000	107,698,000				
	河川工作物応急 対策事業費	131,791,000	78,000,000	9,295,300	41,146,000		25,000,000	2,558,700

	海岸保全事業費	119,700,000	100,000,000	5,974,619	47,614,000		46,000,000	411,381
4 林業費		10,617,484,000	6,564,039,000	835,931,600	4,459,134,300	分担金及負担金 17,939,273	752,000,000	499,033,827
	林業再生県産材 利用促進事業費	1,010,142,000	967,568,000		967,568,000			
	森林資源デジタル 情報活用支援事業費	153,510,000	95,000,000		95,000,000			
	しいたけ増産体制 整備総合対策事業費	79,593,000	44,575,000		44,575,000			
	災害に強い 森林づくり推進 事業費	43,043,000	5,060,000					5,060,000
	早生樹等苗木増産 支援事業費	36,876,000	14,033,000		11,900,000			2,133,000
	間伐材等安定供給 推進事業費	253,307,000	197,587,000		197,587,000			
	森林作業道 整備事業費	199,823,000	147,479,000		147,479,000			
	森林基幹道 開設事業費	370,944,000	239,217,000	45,000,000	126,040,000	分担金及負担金 1,939,273	61,000,000	5,237,727
	森林管理道 開設事業費	448,337,000	334,555,000	85,875,000	176,120,000	分担金及負担金 16,000,000	42,000,000	14,560,000
	林道点検診断・保全 整備事業費	171,311,000	92,179,000	14,000,000	65,897,000			12,282,000
	林業専用道 整備促進事業費	224,902,000	205,304,000		205,304,000			

	造林事業費	1,641,827,000	530,754,000		348,696,000		10,000,000	172,058,000
	再造林促進事業費	972,758,000	498,861,000	34,038,600	306,432,300			158,390,100
	復旧治山事業費	1,472,274,000	1,000,493,000	272,000,000	522,636,000		174,000,000	31,857,000
	予防治山事業費	1,173,726,000	628,736,000	255,560,000	323,802,000		20,000,000	29,374,000
	林地荒廃防止事業費	45,687,000	28,354,000	11,000,000	15,595,000			1,759,000
	集落水源山地整備事業費	65,100,000	62,868,000	768,000	34,100,000		28,000,000	
	山地防災力強化総合対策事業費	54,967,000	30,689,000	13,000,000	15,345,000			2,344,000
	地すべり防止事業費	419,344,000	254,319,000	34,490,000	125,690,000		89,000,000	5,139,000
	災害関連緊急治山事業費	1,645,907,000	1,094,253,000		729,368,000		328,000,000	36,885,000
	県単治山事業費	114,106,000	72,155,000	70,200,000				1,955,000
	災害復旧調査費	20,000,000	20,000,000					20,000,000
5	水産業費	4,474,334,000	2,130,892,000	149,430,000	1,471,656,500		349,000,000	160,805,500
	旧マリンカルチャーセンター施設等解体事業費	526,775,000	28,875,000	28,875,000				

	養殖ブリ加工施設整備事業費	1,466,660,000	748,029,000		748,029,000			
	未来につながる養殖環境創生事業費	33,333,000	33,333,000		25,000,000			8,333,000
	ヒラメ養殖業成長産業化支援事業費	36,140,000	4,939,000	2,439,000				2,500,000
	沿岸漁場基盤整備事業費	747,105,000	251,860,000	20,369,000	114,380,500		84,000,000	33,110,500
	種苗生産施設整備事業費	191,689,000	120,755,000		60,377,000		49,000,000	11,378,000
	漁港整備事業費	19,541,000	5,391,000	5,391,000				
	水産流通基盤整備事業費	307,739,000	230,432,000	24,581,000	146,697,000		55,000,000	4,154,000
	水産生産基盤整備事業費	182,257,000	122,984,000	6,072,000	79,171,000		12,000,000	25,741,000
	水産物供給基盤機能保全事業費	337,080,000	194,817,000	26,068,000	98,089,000		62,000,000	8,660,000
	漁港施設機能強化事業費	311,130,000	180,000,000	27,000,000	90,000,000		56,000,000	7,000,000
	漁港機能増進事業費	72,450,000	38,740,000	5,252,000	19,160,000		14,000,000	328,000
	地方創生港整備推進交付金事業費	138,492,000	112,152,000	2,828,000	76,069,000		5,000,000	28,255,000
	漁港海岸保全施設整備事業費	103,943,000	58,585,000	555,000	14,684,000		12,000,000	31,346,000

7 商工費			4,604,112,000	1,914,690,000	81,720,000	1,656,020,000			176,950,000
	1 中 小 企 業 費		58,431,000	5,895,000					5,895,000
		災 害 時 小 規 模 事 業 者 等 持 続 化 支 援 事 業 費	58,431,000	5,895,000					5,895,000
	2 工 鉱 業 費		4,006,990,000	1,556,020,000		1,556,020,000			
		L P ガ ス 等 価 格 激 変 緩 和 対 策 事 業 費	3,028,000,000	694,510,000		694,510,000			
		中 小 企 業 等 エ コ エ ネ ル ギ ー 導 入 支 援 事 業 費	425,000,000	409,510,000		409,510,000			
		中 小 企 業 等 省 力 化 ・ 生 産 性 向 上 支 援 事 業 費	440,000,000	440,000,000		440,000,000			
		工 場 立 地 関 係 諸 法 策 対 策 費	113,990,000	12,000,000		12,000,000			
	3 観 光 費		538,691,000	352,775,000	81,720,000	100,000,000			171,055,000
		国 内 誘 客 総 合 推 進 事 業 費	538,691,000	352,775,000	81,720,000	100,000,000			171,055,000
8 土 木 費			81,364,247,000	43,538,854,000	11,033,487,443	18,692,314,178	諸 収 入 127,198,000	9,812,000,000	3,873,854,379
	1 土 管 理 費		4,667,576,000	2,387,689,000	1,891,827,000	11,955,000		51,000,000	432,907,000
		共 生 備 の ま ち 費	80,000,000	7,189,000	7,000,000				189,000

	県有建築物費	2,970,596,000	1,619,446,000	1,203,827,000				415,619,000
	県有建築物防災対策推進事業費	1,500,472,000	750,769,000	681,000,000	11,955,000		51,000,000	6,814,000
	庁舎営繕費	116,508,000	10,285,000					10,285,000
2	道路橋梁費	41,769,384,000	18,347,976,000	3,656,742,211	9,240,843,869	諸収入 23,497,000	3,362,000,000	2,064,892,920
	(単)道路防災費	924,500,000	274,711,000	274,000,000				711,000
	(単)道路施設補修費	2,730,028,000	206,912,000	152,000,000				54,912,000
	(公)交通安全費	2,911,480,000	1,840,248,000	529,000,000	999,831,295		254,000,000	57,416,705
	(公)道路防災費	1,434,569,000	495,937,000	174,000,000	276,413,348		28,000,000	17,523,652
	(公)道路施設補修費	9,769,954,000	5,607,581,000	980,000,000	3,387,330,111		835,000,000	405,250,889
	(公)道路改良費	19,665,895,000	8,226,365,000	1,093,000,000	4,577,269,115		2,245,000,000	311,095,885
	(単)道路改良費	4,075,080,000	1,603,606,000	392,522,211				1,211,083,789
	道路関係受託費	134,978,000	26,717,000	3,220,000		諸収入 23,497,000		
	(単)橋梁整備費	122,900,000	65,899,000	59,000,000				6,899,000

3	河川海岸費		23,720,749,000	16,030,971,000	4,219,278,409	6,265,050,237	諸収入 103,701,000	4,881,000,000	561,941,354
		河川海岸調査費	65,829,000	20,765,000					20,765,000
		中小河川等洪水時 避難行動支援事業費	21,000,000	17,589,000					17,589,000
		(単)河川海岸改良 事業費	925,000,000	355,513,000	355,000,000				513,000
		(単)緊急河床掘削 事業費	800,000,000	183,606,000	183,000,000				606,000
		(公)広域河川改修 事業費	4,409,447,000	3,468,426,000	430,000,000	1,699,798,244		1,278,000,000	60,627,756
		(公)河川緊急情報 基盤整備費	119,350,000	83,311,000		41,453,980		40,000,000	1,857,020
		(公)河川災害関連 事業費	236,300,000	227,402,000		112,000,000		115,000,000	402,000
		(公)治水ダム建設 事業費	1,000,966,000	816,932,000	1,330,100	318,838,680		490,000,000	6,763,220
		(公)ダム情報基盤 総合整備費	30,450,000	28,758,000		14,308,100		14,000,000	449,900
		河川施設災害防止 緊急対策事業費	2,050,000,000	1,022,637,000	1,022,000,000				637,000
		河川関係受託 事業費	184,801,000	103,701,000			諸収入 103,701,000		
	(公)津波危機管理 対策緊急事業費 (河川課分)	151,550,000	76,748,000	3,500,000	38,072,000		34,000,000	1,176,000	

	地震・津波・高潮 対策調査事業費	80,000,000	78,828,000					78,828,000
	(公) 侵食対策 事業費	82,500,000	79,002,000	5,530,000	39,500,000		31,000,000	2,972,000
	津波危機管理 (公) 対策緊急事業費 (港湾課分)	242,550,000	194,322,000	12,405,988	99,367,200		72,000,000	10,548,812
	土砂災害避難 促進事業費	30,575,000	20,359,000		10,179,500			10,179,500
	(単) 砂防改修 事業費	237,000,000	76,263,000	75,000,000				1,263,000
	(単) 急傾斜地崩壊 対策事業費	730,000,000	424,789,000	424,461,372				327,628
	(単) 砂防施設再生 事業費	53,300,000	28,821,000	28,550,550				270,450
	(公) 通常砂防 事業費	2,654,175,000	2,008,107,000	300,000,000	997,754,120		669,000,000	41,352,880
	(公) 火山砂防 事業費	1,468,274,000	1,085,590,000		589,247,499		472,000,000	24,342,501
	(公) 特定緊急砂防 事業費	83,650,000	45,227,000		22,581,700		22,000,000	645,300
	(公) 地すべり対策 事業費	468,225,000	326,026,000		161,554,168		161,000,000	3,471,832
	(公) 急傾斜地崩壊 対策事業費	2,601,116,000	1,850,492,000	312,279,489	814,801,432		707,000,000	16,411,079
	(公) 砂防施設緊急 改築事業費	1,471,099,000	1,079,320,000	144,249,680	517,010,745		400,000,000	18,059,575

	(公)土砂災害警戒区域調査等費	351,000,000	350,410,000		116,803,334			233,606,666
	(公)砂防災害関連事業費	206,881,000	138,721,000		69,359,999		62,000,000	7,361,001
	(公)緊急砂防事業費	912,491,000	652,905,000		428,753,402		224,000,000	151,598
	(公)緊急地すべり対策事業費	353,220,000	263,885,000		173,666,134		90,000,000	218,866
	砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費	1,700,000,000	922,516,000	921,971,230				544,770
4	港湾費	3,177,641,000	2,147,977,000	471,109,932	798,335,875		780,000,000	98,531,193
	カーボンニュートラルポート形成計画策定事業費	8,000,000	8,000,000		4,000,000			4,000,000
	(単)港湾改良事業費	223,511,000	163,160,000	148,344,000				14,816,000
	(公)重要港湾改修事業費	811,840,000	483,613,000	60,375,523	225,005,088		182,000,000	16,232,389
	(公)地方港湾改修事業費	1,237,590,000	886,851,000	154,815,536	367,321,043		328,000,000	36,714,421
	(公)港湾改修統合事業費	896,700,000	606,353,000	107,574,873	202,009,744		270,000,000	26,768,383
5	都市計画費	5,730,801,000	3,308,503,000	749,216,891	1,741,447,353		738,000,000	79,838,756
	(単)街路改良事業費	332,270,000	155,836,000	136,854,029				18,981,971

		(公)街路改良事業費	5,099,829,000	3,043,271,000	593,288,024	1,693,088,053		710,000,000	46,894,923
		県営都市公園施設整備事業費	33,077,000	12,668,000	1,988,525				10,679,475
		(公)県営都市公園長寿命化等対策事業費	265,625,000	96,728,000	17,086,313	48,359,300		28,000,000	3,282,387
	6 住宅費		2,298,096,000	1,315,738,000	45,313,000	634,681,844			635,743,156
		県営住宅等管理対策事業費	572,599,000	45,313,000	45,313,000				
		(公)県営住宅建設事業費	1,252,991,000	1,064,091,000		531,517,100			532,573,900
		(公)既設県営住宅改善事業費	472,506,000	206,334,000		103,164,744			103,169,256
9 警察費			2,452,298,000	173,987,000	39,805,000	55,209,000		59,000,000	19,973,000
	1 警察管理費		2,452,298,000	173,987,000	39,805,000	55,209,000		59,000,000	19,973,000
		警察運営費	1,559,452,000	6,824,000	6,824,000				
		警察施設改修費	166,972,000	43,981,000	32,981,000				11,000,000
		交通安全施設整備費	725,874,000	123,182,000		55,209,000		59,000,000	8,973,000
10 教育費			4,899,939,000	1,395,413,000	777,119,000	222,161,000		190,000,000	206,133,000

	1 教 務 費		200,188,000	137,238,000		120,000,000			17,238,000
		県立高等学校 未来創生事業費	200,188,000	137,238,000		120,000,000			17,238,000
	4 高 学 校 等 費		3,135,635,000	822,507,000	653,119,000	12,360,000		12,000,000	145,028,000
		新時代の学びを支える ICT活用推進事業費	201,842,000	2,390,000					2,390,000
		高等学校施設 整備事業費	2,933,793,000	820,117,000	653,119,000	12,360,000		12,000,000	142,638,000
	5 特別支援 教育費		1,495,862,000	433,079,000	124,000,000	89,801,000		178,000,000	41,278,000
		支援学校施設 整備事業費	1,495,862,000	433,079,000	124,000,000	89,801,000		178,000,000	41,278,000
	7 社 会 費		68,254,000	2,589,000					2,589,000
		文化財保存事業 補助事業費	55,867,000	1,085,000					1,085,000
		埋蔵文化財発掘 調査事業費	12,387,000	1,504,000					1,504,000
11	災 害 復 旧 費		21,411,198,000	10,983,455,000	1,060,653,100	7,586,349,737		2,185,000,000	151,452,163
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		6,476,218,000	3,866,726,000	323,653,100	3,377,317,257		57,000,000	108,755,643
		農 林 水 産 関 係 災 害 時 緊 急 対 応 事 業 費	761,196,000	403,399,000	323,429,100			3,000,000	76,969,900

		団体営耕地災害復旧事業費	4,172,527,000	2,380,540,000		2,351,140,257			29,399,743
		林道災害復旧事業費	1,080,030,000	912,810,000		912,810,000			
		治山施設災害復旧事業費	46,717,000	28,717,000		19,146,000		8,000,000	1,571,000
		漁港災害復旧事業費	415,748,000	141,260,000	224,000	94,221,000		46,000,000	815,000
	2	土木施設災害復旧費	14,934,980,000	7,116,729,000	737,000,000	4,209,032,480		2,128,000,000	42,696,520
		災害復旧費(公事業費)(河川課分)	10,594,554,000	6,369,365,000		4,209,032,480		2,128,000,000	32,332,520
		土木関係災害時緊急対応事業費	4,340,426,000	747,364,000	737,000,000				10,364,000
合計			156,418,578,000	80,979,555,000	17,226,884,690	42,793,868,715	分担金及負担金 17,939,273 諸収入 127,198,000	14,812,000,000	6,001,664,322

報第 7 号

令和 5 年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 5 年度大分県一般会計予算の事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150 条第 3 項の規定に基づき、事故繰越し繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 13 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 5 年度 大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国庫支出金	諸収入		
6	農 林 水産業費		円 6,371,927,000	円 3,689,100,000	円 2,682,827,000	円 2,682,827,000	円 680,026,000	円 1,781,472,000	円 221,329,000	円		
	1 農業費		1,044,268,000	47,358,000	996,910,000	996,910,000		996,910,000				

	耕畜連携堆肥活用 推進事業費	86,577,000	47,358,000	39,219,000		39,219,000		39,219,000			建設資材の 確保等に日 数を要した ため
	園芸品目等 広域流通体制 整備事業費	957,691,000		957,691,000		957,691,000		957,691,000			工法変更に 伴う設計の 見直し等に 日数を要し たため
2	畜産業費	211,896,000	208,700,000	3,196,000		3,196,000		3,196,000			
	肉用牛競争力強化 対策事業費	211,896,000	208,700,000	3,196,000		3,196,000		3,196,000			建設資材の 確保等に日 数を要した ため
3	農地費	2,531,997,000	1,419,290,000	1,112,707,000		1,112,707,000	424,980,000	466,398,000	221,329,000		
	基幹水利施設 保全対策事業費	90,000,000	80,024,000	9,976,000		9,976,000	4,988,000	4,988,000			建設資材の 確保等に日 数を要した ため
	農業水利施設 保全合理化事業費	808,004,000	488,164,000	319,840,000		319,840,000	143,928,000	175,912,000			降雨による 被災に伴い 工期を延長 したため
	水田畑地化推進 基盤整備事業費	50,000,000	13,600,000	36,400,000		36,400,000	14,796,000	21,604,000			地元との協 議等に時間 を要したた め
	経営体育成基盤 整備事業費	750,851,000	439,211,000	311,640,000		311,640,000	140,238,000	171,402,000			工法変更に 伴う設計の 見直し等に 日数を要し たため
	中山間地域総合 整備事業費	368,000,000	272,914,000	95,086,000		95,086,000	42,788,000	52,298,000			工法変更に 伴う設計の 見直し等に 日数を要し たため

	耕地災害復旧関係 受託事業費	221,329,000		221,329,000		221,329,000			221,329,000		降雨による 被災に伴い 工期を延長 したため
	防 災 重 点 農業用ため池等 整備事業費	83,000,000	24,880,000	58,120,000		58,120,000	26,154,000	31,966,000			地元との協 議等に時間 を要したた め
	農業用ため池等 緊急対策事業費	130,813,000	86,953,000	43,860,000		43,860,000	43,860,000				地元との協 議等に時間 を要したた め
	海岸保全事業費	30,000,000	13,544,000	16,456,000		16,456,000	8,228,000	8,228,000			地元との協 議等に時間 を要したた め
4	林業費	797,693,000	644,908,000	152,785,000		152,785,000	44,537,000	108,248,000			
	林業専用道 整備促進事業費	143,067,000	89,251,000	53,816,000		53,816,000		53,816,000			工法変更 に伴う設計 の見直し等 に日数を要 したため
	予防治山事業費	654,626,000	555,657,000	98,969,000		98,969,000	44,537,000	54,432,000			建設資材の 確保等に日 数を要した ため
5	水産業費	1,786,073,000	1,368,844,000	417,229,000		417,229,000	210,509,000	206,720,000			
	種苗生産施設 整備事業費	747,236,000	428,249,000	318,987,000		318,987,000	161,088,000	157,899,000			建設資材の 確保等に日 数を要した ため
	水産流通基盤 整備事業費	915,043,000	817,401,000	97,642,000		97,642,000	48,821,000	48,821,000			地元との協 議等に時間 を要したた め

		漁港海岸保全施設整備事業費	123,794,000	123,194,000	600,000		600,000	600,000			建設資材の確保等に日数を要したため
8	土木費		16,039,953,000	15,260,019,000	779,934,000		779,934,000	355,385,500	424,548,500		
	2	道路費	10,786,656,000	10,486,656,000	300,000,000		300,000,000	135,000,000	165,000,000		
		(公)道路改良費	10,786,656,000	10,486,656,000	300,000,000		300,000,000	135,000,000	165,000,000		施工箇所の安全対策に日数を要したため
	3	河川費	5,253,297,000	4,773,363,000	479,934,000		479,934,000	220,385,500	259,548,500		
		(公)広域河川改修費	3,590,276,000	3,579,540,000	10,736,000		10,736,000	5,368,000	5,368,000		地元との協議等に時間を要したため
		(公)河川災害関連費	540,476,000	502,073,000	38,403,000		38,403,000	19,201,500	19,201,500		降雨による被災に伴い工期を延長したため
		(公)砂防災害関連費	653,797,000	340,491,000	313,306,000		313,306,000	156,653,000	156,653,000		降雨による被災に伴い工期を延長したため
		(公)緊急砂防費	468,748,000	351,259,000	117,489,000		117,489,000	39,163,000	78,326,000		工法変更に伴う設計の見直し等に日数を要したため
11	災害復旧費		4,299,982,000	2,961,196,000	1,338,786,000		1,338,786,000	208,799,991	1,129,986,009		
	1	農林水産業施設災害復旧費	991,017,000	279,258,000	711,759,000		711,759,000		711,759,000		

		団体営耕地災害復旧事業費	787,881,000	125,718,000	662,163,000		662,163,000		662,163,000			入札不調により契約が遅れた等のため
		林道災害復旧事業費	203,136,000	153,540,000	49,596,000		49,596,000		49,596,000			工法変更に伴う設計の見直し等に日数を要したため
	2	土木施設災害復旧費	3,308,965,000	2,681,938,000	627,027,000		627,027,000	208,799,991	418,227,009			
		災害復旧(公)事業費(河川課分)	3,308,965,000	2,681,938,000	627,027,000		627,027,000	208,799,991	418,227,009			降雨による被災に伴い工期を延長したため
合	計		26,711,862,000	21,910,315,000	4,801,547,000		4,801,547,000	1,244,211,491	3,336,006,509	221,329,000		

報第 8 号

令和 5 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 5 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 13 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 5 年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	その他の特定財源	県 債	
1	港湾施設整備事業費		円 4,005,196,000	円 1,866,177,000	円 589,177,000	円	円	円 1,277,000,000	円
	1 港湾施設整備事業費		4,005,196,000	1,866,177,000	589,177,000			1,277,000,000	

	港灣設施維持 修繕事業費	117,146,000	28,314,000	28,314,000				
	港灣機能施設 整備事業費	3,888,050,000	1,837,863,000	560,863,000			1,277,000,000	

--	--	--	--	--	--	--	--	--

報第九号

新たな大分県長期教育計画案の骨子について

県教育の長期的かつ総合的な指針となる新たな大分県長期教育計画を策定したいので、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第四條の規定により、別冊のとおりその概要等を報告する。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎